

春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）に対し、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供時に市内に住所を有している者で、バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したものと及び骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止されたもの
- (2) 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (3) 骨髄等の提供に係る有給の休暇制度（以下「ドナー休暇制度」という。）を設けている企業、団体等に属していない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、面談又は入院（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 確認検査のための通院
- (2) 最終同意のための面談
- (3) 健康診断のための通院
- (4) 自己血貯血のための通院
- (5) 骨髄等採取のための入院
- (6) 前5号に掲げるもののほか、バンクが必要と認める通院、面談又は入院

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナー（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供を完了又は中止した日から90日以内に、春日部市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただ

し、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、面談又は入院をしたことを証明する書類

(2) 振込先口座が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、申請者に対し、春日部市骨髄移植ドナー助成金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、交付を決定した場合は、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱の廃止)

2 春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱（平成30年3月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

附 則（令和4年5月20日要綱第87号）

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際別表第1及び別表第2の左欄に掲げる要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱第137号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日要綱第162号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の

交付に係る申請から適用し、同日前の交付に係る申請については、なお従前の例による。